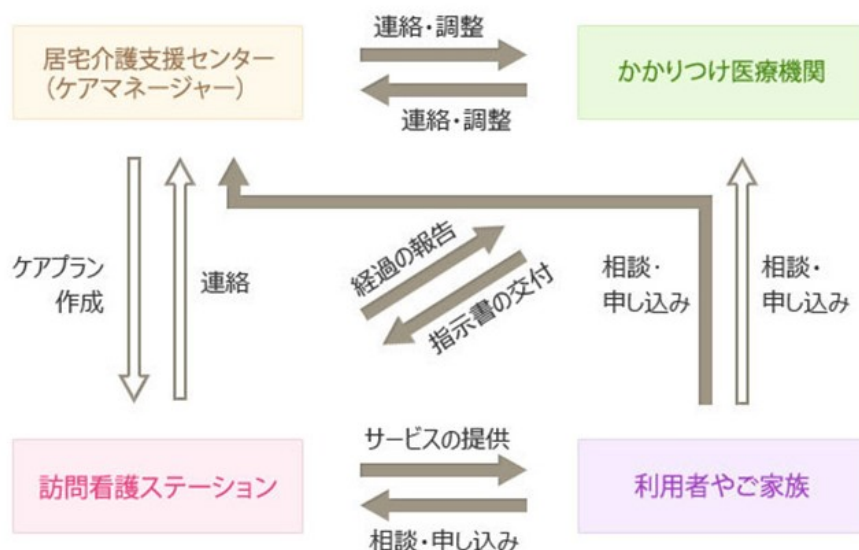


## 重要事項説明書

### 1 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針（介護保険の利用者はケアプランと治療方針）に沿って看護計画を立てて、他のサービスとも連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みについては、訪問看護ステーションまたは主治医、介護支援専門員にご相談下さい。訪問看護をご利用になる場合は主治医の指示書が必要です。主治医が作成した指示書は訪問看護ステーションに提供されます（指示書料金が別途かかります）。

### 2 訪問看護サービスの内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>■療養上のお世話 身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助 指導</li> <li>■病状の観察 病気や障害の状態、血圧 体温 脈拍などのチェック</li> <li>■ターミナルケア がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い</li> <li>■在宅でのリハビリテーション 拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等</li> <li>■ご家族等への介護支援 相談 介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医師の指示による医療処置 かかりつけ医の指示に基づく医療処置</li> <li>■医療機器の管理 在宅酸素、人工呼吸器などの管理</li> <li>■床ずれ予防 処置 床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て</li> <li>■認知症ケア 事故防止など、認知症介護の相談 工夫をアドバイス</li> <li>■介護予防 低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス</li> </ul>
--	---

### 3 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

4 ご利用料金など

	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護	保険外サービス
訪問看護を利用できる方	要介護者等介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない（非該当）の方 ②介護保険被保険者のうち厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方	有料での訪問看護を希望される方
利用料金	20分未満 314円(303円) 30分未満 471円(451円) 30分以上1時間未満 823円(794円) 1時間30分まで 1,128円(1,090円) 夜間・早朝料金は1.25倍 深夜料金は1.5倍 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、1回あたり20分294円(284円)	後期高齢者 1割又は3割負担 医療保険 70歳以上 2割又は3割 義務教育就学前 2割 上記以外 3割	個人契約となります
	退院時共同指導加算 600円/回 初回加算 300円/月 緊急時訪問看護加算Ⅰ 600円/月 特別管理加算Ⅰ 500円/月 特別管理加算Ⅱ 250円/月 口腔連携強化加算 50円/月 サービス提供体制強化加算Ⅰ 6円/回  *かっこ内は予防訪問看護の料金になります。	24時間対応体制加算 6,800円 特別管理加算Ⅰ 5,000円 特別管理加算Ⅱ 2,500円 ターミナル療養費Ⅰ 25,000円  上記金額の1～3割負担となります	
	訪問看護の利用料金は1割負担を記載しています。2割、3割の方はそれに準じます		実施地域内外実費相当額となります
その他	死後の処置料 10,000円		

※各種保険のほか、公費負担医療もお取り扱いします。

個人契約の訪問看護
個人契約による訪問看護料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・30分未満 4,000円, 30分以上1時間未満 8,500円</li> <li>・1時間以上は延長時間とし、30分増すごとに 3,000円</li> <li>・夜間・早朝は単価（30分未満または30分以上1時間未満の料金）の1.25倍</li> <li>・深夜は単価の1.5倍</li> </ul>

5 ご利用に当たってのお願い

- 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡お願いいたします。

6 サービス内容に関する苦情等窓口

相 談 窓 口	担 当 責 任 者	西 田 晶 子
	受 付 時 間	平日の午前9時から午後5時まで
	受付電話番号	(0965) 62-9181
※ 当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口にて苦情を伝えることができます。		

7 事業所の職員体制

		資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管 理 者		看護師	1名		管理（兼務）	1名
従 事 者	看 護 師		7名		訪問看護	8名
	理学療法士		1名		訪問看護（リハビリ）	1名

8 当事業所の概要

事 業 者 名	株式会社 ISK
代 表 者 名	城 下 一 恵
事業者所在地	〒866-0883 熊本県八代市松江町 540番地1
指 定 番 号	4360290250
事 業 所 名	訪問看護ステーション 花あかり
事業所所在地	〒866-0883 熊本県八代市松江町 540番地1
電 話 番 号	(0965) 62-9181

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。